

開催日時:	2005年12月12日(月) 15:00~18:30
場 所:	名張シティホテル 3階 天平・鳳凰の間
参加者数:	委員12名、河川管理者(指定席)11名 一般傍聴者92名

1. 決定事項

- ・「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」に対する意見は12/15 24時まで提出する。

2. 報告の概要

庶務より、報告資料1を用いて、第3回木津川上流部会の結果報告がなされた。

3. 審議の概要

ダム意見書WG委員より審議資料1-1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」の説明がなされた後、河川管理者より審議資料1-3「岩倉峡(57.4km)地点の流下能力について」の説明がなされた。その後、意見(案)に関する意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

○「1 はじめに」に関する意見交換

- ・ヨーロッパでは「人類生存」という言葉が頻繁に使われている。環境問題は流域の問題だけではない。ダム建設は環境にかなりの負荷を与えるので「人間生存に不可欠」という言葉でよい。
- ・「人間生存に不可欠」は、委員会の総意として提言や意見書で使われてきた言葉だ。全面的に変更するのであれば、手続きを踏む必要があるのではないか。
 - ←委員が替わったので考え方が変わる余地があってもよい。そうでなければ自由な議論ができない。
 - ←議論の結果、変更する場合には、手続きを踏んで改めていけばよい。第一次流域委員会の結論を強要するつもりはない(ダム意見書WGリーダー)。

○「5 川上ダム」に関する意見交換

- ・先日、永源寺ダム裁判の判決が示された。河川管理者は、岩倉峡流下能力についてずさんなデータを示し、雨量観測所も途中から一カ所設けただけだ。間違っただけの資料が出されれば、それに基づいて間違っただけの結論を出してしまう。河川管理者にはきちんとしたデータを出して頂きたい(ダム意見書WGリーダー)。
 - ←流域委員会当初に「逃げない、隠さない、誤魔化さない」と申し上げたが、この気持ちは今も持っている。正しいと思ってやったことが間違っていた場合には、きちんと修正して、皆様のご意見を伺っていききたい。間違っているかもしれないという視点で我々の資料を見て頂くことも必要だと思っている。ご批判を頂きながら、よいものを出していきたい(河川管理者)。
- ・経済産業省が示した予測では、2030年には上野市の人口は26%減少すると予想されている。川上ダム0.3m³/sの利水は人口減少を想定して見直しておかないといけな。県の事業負担が可能かどうか心配だ。木津川本川自流からの取水や水利権の見直し、用途間転用についても再度検討して頂きたい。
- ・意見(案) P22~23のティーセン法に関する記述について確認したい。ティーセン法そのものに問題があるのではなく、雨量観測所が最近になってできたことが問題だと指摘しているという理解でよいか。
 - ←ダムという重大な事業で、ティーセン法に頼らざるを得なかったことが問題であり、雨量計による観測が必要だということ述べている(ダム意見書WGリーダー)。
- ・この流域の既往最大洪水は明治29年洪水だが、時間雨量の観測値がないため、対象降雨から除外されている。委員会の見解を述べておくべきではないか。
 - ←河川管理者は、今後20~30年でどこまでできるかという視点を重視して目標洪水を選択したと考えている。狭窄部上流は頻繁に氾濫してきた。河川整備が進んでも、結局、町ができてしまい、浸水被害がなくなる。河川管理者は「この地域に家を建てるな」とは言えないが、「最大洪水が来れば浸水する」と言うために、目標洪水として既往最大規模を採用したと考えている。このような観点から、河川管理者の方針は妥当だと判断した(ダム意見書WGリーダー)。

○河川管理者からの指摘事項

河川管理者より審議資料1-2「川上ダムについて 1. 三重県利水について 2. 高山ダムばっき循環設備について」を用いて意見(案)への指摘がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・「5-2-2 流水の正常な機能の維持」に「前深瀬川および木津川の既得用水の補給が主対象となっている」とあるが、既得用水の補給以外にダム直下流地点での維持流量0.5m³/sを確保している。また、P23のティーセン法と雨量観測所の設置数に関する記述に関しては、河川砂防技術基準に50km²毎に1つの雨量観測所を設置するという記述がある(河川管理者)。

・P24「木津川本川自流水から取水について」で自流水取水について記述されているが、できないと考えている。また、P24「(2)代替水源について」については、三川合流下流では少雨下傾向による供給能力の低下を見込んでもおおむね余裕がある水道事業者もいれば、足りなくなる水道事業者もあり、全体としてはバランスが取れていると考えている。また、異常渇水対策は川上ダムとは関係がない(河川管理者)。

←たった0.3m³/sの転用でバランスが崩れるのか。木津川上流で取水している利水者の実態を数字で示してもらいたい。また、臨海工水と大阪府の工業用水を転用すれば余裕が生まれるはずだ。府営水と阪神水道事業団についても具体的な数字で転用ができないということを示してほしい(委員)。

・意見(案)P26～27「(2)貯水池周辺の生息生物への影響について」に関していくつかの思いを述べたい。食物連鎖構造等の生息環境調査や生物環境調査を実施して上位種が設定されている。また、地元の生活に必要な道路を建設する際に重要な植物種の保全対策を実施している。オオサンショウウオの移転試験は、その生態や保全対策の有効性を検討するために平成10年から調査・保全検討委員会の指導を受けて実施している。遺伝的多様性については、現在調べる範囲では多様性は見つからなかった。個体群の存続可能性についてはその生態に未解明な部分もあるため結果の評価が困難という専門家の意見も頂いている。P27で「河川管理者はダム建設が自然に与える影響は軽微であると安易に判断している」と記述されているが、調査検討資料では「軽微である」という説明はしていない(河川管理者)。

・P21「洪水水位が「堤防天端-余裕高」に達すると破堤すると仮定しているが、この仮定は必ずしも適切ではない」という記述がある。今後、越水対策に取り組んでいくが、技術的な基準等が整備されていない状況で破堤の条件を考えた結果、「堤防天端-余裕高で破堤する」と設定しなければならないと説明した。ダムWGでもこの仮定はやむを得ないという審議が行われていたように思う。意見が変わったのであれば、それでよいと思うが、意見(案)で表現が変わっているのでコメントさせて頂いた(河川管理者)。

←計画上は「堤防天端-余裕高で破堤する」という仮定で仕方ないが、意見(案)は「堤防天端-余裕高で破堤するかどうか」にポイントが置かれている。流下能力を表す場合は、余裕高を引いた実力を示さないといけない。ダムの効果を判断するためにも「堤防天端-余裕高」で氾濫しない場合も示してほしい。ダムの効果を判断する数値は氾濫量だけではないと思っている。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者8名より発言があった。主な意見は以下の通り(例示)。

・審議資料1-3の岩倉峡流下能力検討内容は、過去の全てのデータ(観測流量、水位記録当)を用いていない、とんでもない検討だ。洪水氾濫計算書(S4024号台風の1.56倍)によれば、島ヶ原観測所で4149m³/sとなっており、これは無害流量だ(参考資料1 No677)。水資源機構は、断層の具体的な調査を避けたり、地質断面図の嘘の発表をしている。トレンチ調査を公開で行い、活断層の活動履歴の把握につとめる必要がある(参考資料1 No676)。平成30年の伊賀市の1日最大取水量が5万m³/sを切ると考えられる。上野市の水道事業管理者も代替水源について言及している。水需要管理にも真剣に取り組んで頂きたい。

・希少種としてのオオサンショウウオ個体群の存続だけが問題にされているのではない。なぜ川上川にオオサンショウウオがたくさんいるのか、生態学的に調査しないといけない。議論をする場が必要だ。

・水道事業者、三重県の企業庁、副知事を委員会に呼んで、川上ダムの利水について結論を出せばよい。多目的ダム建設のためだけの利水目的だ。伊賀市はダム完成をあてにして取水施設の保守管理をしていないだけだ。川上ダムを待たなくても、簡易水道等の保守管理で水は確保できる。

・委員会は水需要管理への転換を提言してきた。多くの家庭では節水に努めている。水道事業者の水使用料算定が大きすぎる。あやふやな根拠でダムを建設するのではなく、税金を福祉年金等へ回して頂きたい。

・河川管理者は、永源寺ダム訴訟について資料を出すべき。伊賀では1854年に地震が発生し、多数の死者が出ている。木津川断層の活動が迫っているという予測もある。委員会や国交省の考え方を示してほしい。

・審議資料1-3で岩倉峡のHQ曲線が変更されたにもかかわらず、島ヶ原のピーク流量は変わっていない。河川管理者は、岩倉峡流下能力見直しにあわせて、島ヶ原ピーク流量や各施設の効果も見直すべきだ。

・私は上野遊水地で生活をしている者だが、この地で生活している者の苦しみを分かって頂きたい。

・河川管理者には移動させられたオオサンショウウオの個体がどれくらい生き残っているのかを調査して頂きたい。また、歴史的、民俗学的な調査がなされていない。水没地から縄文初期の遺跡も出てきている。ダム予定地は地震の要の地であり、チタン鉱山でもある。要石大橋に自殺防止用フェンスを付けてほしい。

以上

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂いたものです。詳細については、結果概要、議事録をご参照下さい。